

令和6年度 高齢者虐待防止法に基づく 対応状況等に関する調査結果について（概要版）

厚生労働省が実施した、令和6年度における「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」に基づく対応状況等に関する調査のうち、滋賀県に関する結果の概要は、以下のとおりでした。

【調査結果の全体像】

		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
養護者による虐待	相談・通報件数	747件	694件	657件	609件	637件
	虐待判断件数	421件	406件	315件	301件	379件
	被虐待者数	428人	415人	316人	312人	393人
養介護施設従事者等による虐待	相談・通報件数	48件	36件	25件	22件	27件
	虐待判断件数	19件	8件	7件	6件	8件
	被虐待者数	28人	19人	11人	7人	12人

（注）被虐待者数は、特定ができた方のみ的人数。

1. 養護者による高齢者虐待についての対応状況

（1）相談・通報受理件数

- 県内で受け付けた相談・通報件数は747件でした。
- 市町による事実確認の結果、虐待と判断された件数は421件、被虐待者数は428人でした。

（2）相談・通報者

- 「介護支援専門員」が270人（36.1%）と最も多く、次いで「警察」が102人（13.7%）、「その他」が74人（9.9%）でした。

表1 相談・通報者（複数回答）

		介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町行政職員	警察	その他	不明（匿名含）	合計
R6年度	人	270	56	42	20	18	36	56	24	62	102	74	0	760
	割合	36.1%	7.5%	5.6%	2.7%	2.4%	4.8%	7.5%	3.2%	8.3%	13.7%	9.9%	0.0%	—
R5年度	人	262	42	30	25	13	29	57	21	68	105	60	0	712
	割合	37.8%	6.1%	4.3%	3.6%	1.9%	4.2%	8.2%	3.0%	9.8%	15.1%	8.6%	0.0%	—

（注）割合は、相談・通報件数（R6：747件、R5：694件）に対するもの。

（3）虐待の種別・類型

- 「身体的虐待」が269人（62.9%）と最も多く、次いで「心理的虐待」が143人（33.4%）、「介護等放棄」が97人（22.7%）、「経済的虐待」が73人（17.1%）、「性的虐待」が1人（0.2%）でした。

表2 虐待の種別・類型（複数回答）

		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
R6年度	人	269	97	143	1	73	583
	割合	62.9%	22.7%	33.4%	0.2%	17.1%	—
R5年度	人	276	83	165	2	57	583
	割合	66.5%	20.0%	39.8%	0.5%	13.7%	—

（注）割合は、被虐待者の総数（R6：428人、R5：415人）に対するもの。

(4) 虐待の深刻度

- 各市町の判断では、最も深刻な「最重度」に該当するのは25人（6.0%）でした。

表3 虐待の深刻度（各市町の判断によるもの）

4段階による判断		4 最重度	3 重度	2 中度	1 軽度	合 計
R6年度	人	25	57	151	187	420
	割合	6.0%	13.6%	36.0%	44.5%	100.0%
R5年度	人	14	47	128	211	400
	割合	3.5%	11.8%	32.0%	52.8%	100.0%

（注）割合は、虐待の深刻度が判断できる被虐待者の総数（R6：420人、R5：400人）に対するもの。
深刻度の判断は、令和4年度（令和3年度分対象）調査より下記の4段階による判断に変更。

深刻度区分	説明
1（軽度）	医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。
2（中度）	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。
3（重度）	権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。
4（最重度）	権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。

(5) 被虐待者の性別・年齢・認知症の有無

- 性別では、「女性」が327人、「男性」が101人でした。
- 年齢階層別では、「80～84歳」が115人（26.9%）と最も多く、次いで「85～89歳」が97人（22.7%）、「75～79歳」が82人（19.2%）でした。
- 被虐待者の中で、介護保険の認定を受け、認知症または認知症の疑いを示す「認知症日常生活自立度Ⅱ」以上（認知症はあるが自立度不明含む）の人は284人（66.4%）でした。

（注） 自立度Ⅰ：何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している
 自立度Ⅱ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる
 自立度Ⅲ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする
 自立度Ⅳ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする
 自立度Ⅴ：著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする

表4 被虐待者の性別

		男性	女性	不明	合 計
R6年度	人	101	327	0	428
	割合	23.6%	76.4%	0.0%	100.0%
R5年度	人	121	294	0	415
	割合	29.2%	70.8%	0.0%	100.0%

（注）割合は、被虐待者の総数（R6：428人、R5：415人）に対するもの。

（注）〔参考値〕 65歳以上の人口374,970人のうち、男性166,577人（44.4%）、女性208,393人（55.6%）
 75歳以上の人口210,256人のうち、男性 87,587人（41.7%）、女性122,669人（58.3%）
 （『令和6年滋賀県推計人口年報』より）

表5 被虐待者の年齢階層

		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不 明	合 計
R6年度	人	23	36	82	115	97	75	0	428
	割合	5.4%	8.4%	19.2%	26.9%	22.7%	17.5%	0.0%	100.0%
R5年度	人	28	49	76	85	95	82	0	415
	割合	6.7%	11.8%	18.3%	20.5%	22.9%	19.8%	0.0%	100.0%

（注）割合は、被虐待者の総数（R6：428人、R5：415人）に対するもの。

表6 被虐待者の認知症の有無

		被虐待者の数	被虐待者のうち介護保険認定済み	
				うち認知症または認知症疑い
R6年度	人	428	362	284
	割合	-	84.6%	66.4%
R5年度	人	415	336	272
	割合	-	81.0%	65.5%

(注)割合は、被虐待者の総数（R6：428人、R5：415人）に対するもの。

(注)「認知症または認知症疑い」は、認知症日常生活自立度Ⅱ以上の人数（認知症はあるが自立度不明含む）。

（6）被虐待者から見た虐待者の続柄

- 被虐待者から見た虐待者の続柄は、「息子」が162人（35.6%）と最も多く、次いで「夫」が114人（25.1%）、「娘」が82人（18.0%）、「妻」が37人（8.1%）でした。

表7 被虐待者から見た虐待者の続柄（複数回答）

		夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合 計
R6年度	人	114	37	162	82	14	5	15	11	15	0	455
	割合	25.1%	8.1%	35.6%	18.0%	3.1%	1.1%	3.3%	2.4%	3.3%	0.0%	100.0%
R5年度	人	112	46	148	84	11	8	7	6	12	1	435
	割合	25.7%	10.6%	34.0%	19.3%	2.5%	1.8%	1.6%	1.4%	2.8%	0.2%	100.0%

(注)割合は、虐待者の総数（R6：455人、R5：435人）に対するもの。

（7）虐待への対応策について

- 令和6年度中に対応が必要とされた被虐待者の人数は、令和6年度中に新たに被虐待者と判断された人（428人）と令和5年度までに被虐待者と判断され、引き続き対応が必要とされた人（301人）の合計729人でした。
- 対応策として、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が84人（11.5%）で、そのうち「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が34人（40.5%）、「契約による介護保険サービスの利用」が22人（26.2%）でした。
- 「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は、467人（64.1%）で、そのうち「養護者に対する助言・指導」が381人（81.6%）、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が173人（37.0%）でした。

表8 分離の有無

	R6年度		R5年度	
	人数	割合	人数	割合
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	84	11.5%	95	14.2%
被虐待者と虐待者を分離していない事例	467	64.1%	398	59.6%
現在対応について検討・調整中の事例	6	0.8%	3	0.4%
虐待判断時点で既に分離状態の事例 (別居、入院、入所等)	87	11.9%	72	10.8%
その他	85	11.7%	100	15.0%
合計	729	100.0%	668	100.0%

(注) 合計件数中には、対象年度中の虐待判断事例の他、「事実確認調査までは対象年度以前に行われ、その対応策が対象年度に入ってから執られた事例」が含まれている。

表9 分離を行った事例の対応

	R6年度		R5年度	
	人数	割合	人数	割合
契約による介護保険サービスの利用	22	26.2%	25	26.3%
上記のうち面会の制限を行った事例	3	—	1	—
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	34	40.5%	32	33.7%
上記のうち面会の制限を行った事例	21	—	21	—
緊急一時保護	6	7.1%	10	10.5%
上記のうち面会の制限を行った事例	5	—	8	—
医療機関への一時入院	14	16.7%	16	16.8%
上記のうち面会の制限を行った事例	5	—	3	—
上記以外の住まい・施設等の利用	4	4.8%	6	6.3%
上記のうち面会の制限を行った事例	1	—	0	—
虐待者を高齢者から分離(転居等)	2	2.4%	3	3.2%
上記のうち面会の制限を行った事例	0	—	1	—
その他	2	2.4%	3	3.2%
上記のうち面会の制限を行った事例	1	—	1	—
合 計	84	100.0%	95	100.0%
上記のうち面会の制限を行った事例	36	—	35	—

(注) 割合は、分離を行った事例の総数(R6:84人、R5:95人)に対するもの。

表10 分離を行っていない事例の対応(複数回答)

	R6年度		R5年度	
	人数	割合	人数	割合
養護者に対する助言・指導	381	81.6%	301	75.6%
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	8	1.7%	10	2.5%
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	51	10.9%	39	9.8%
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	173	37.0%	156	39.2%
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	21	4.5%	18	4.5%
その他の対応	69	14.8%	79	19.8%
経過観察(見守り)	36	7.7%	40	10.1%

(注) 割合は、分離を行っていない事例の数(R6:467人、R5:398人)に対するもの。

2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報受理件数

- 県内で受け付けた相談・通報件数は48件でした。
- 市町による事実確認の結果、虐待と判断された件数は19件、被虐待者数は28人でした。

(2) 相談・通報者

- 相談・通報者の内訳は、「施設・事業所の管理者」が14人(29.2%)と最も多く、次いで「当該施設職員」が10人(20.8%)、「当該施設元職員」が7人(14.6%)でした。

表11 相談・通報者(複数回答)

		本人 による 届出	家族 ・ 親族	当該 施設 職員	当該 施設 元職員	施設・ 事業所の 管理者	医療 機関 従事者 (医師含)	介護 支援 専門員	介護 相談員	地域包括 支援セン ター職員	社会福祉 協議会 職員	国民健康 保険団体 連合会	都道府県 から連絡	警察	その他	不明 (匿名含)	合 計
R6年度	人	0	4	10	7	14	5	0	0	5	0	0	0	0	4	2	51
	割合	0.0%	8.3%	20.8%	14.6%	29.2%	10.4%	0.0%	0.0%	10.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	4.2%	-
R5年度	人	2	9	11	4	2	3	2	0	2	0	0	2	2	2	3	44
	割合	5.6%	25.0%	30.6%	11.1%	5.6%	8.3%	5.6%	0.0%	5.6%	0.0%	0.0%	5.6%	5.6%	5.6%	8.3%	-

(注) 割合は、相談・通報件数の総数(R6:48件、R5:36件)に対するもの。

(3) 施設・事業所の種別

- 施設・事業所の種別は「特別養護老人ホーム」が7件(36.8%)、次いで「認知症対応型共同生活介護」が5件(26.3%)でした。

表12 養介護施設従事者による高齢者虐待が認められた事業所種別

	R6年度		R5年度	
	件数	割合	件数	割合
特別養護老人ホーム	7	36.8%	5	62.5%
介護老人保健施設	2	10.5%	1	12.5%
介護医療院・介護療養型医療施設	0	0.0%	0	0.0%
認知症対応型共同生活介護	5	26.3%	1	12.5%
(住宅型)有料老人ホーム	2	10.5%	0	0.0%
(介護付き)有料老人ホーム	1	5.3%	0	0.0%
小規模多機能型居宅介護等	1	5.3%	0	0.0%
軽費老人ホーム	0	0.0%	0	0.0%
養護老人ホーム	0	0.0%	0	0.0%
短期入所施設	1	5.3%	0	0.0%
訪問介護等	0	0.0%	0	0.0%
通所介護等	0	0.0%	0	0.0%
居宅介護支援等	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	1	12.5%
合計	19	100.0%	8	100.0%

(注) 割合は、虐待のあった施設の総数(R6:19件、R5:8件)に対するもの。

(4) 虐待の種別・類型

- 虐待の種別・類型は「身体的虐待」が20件(71.4%)と最も多く、次いで「心理的虐待」が11件(39.3%)、「介護等放棄」が3件(10.7%)でした。

表13 虐待の種別・類型(複数回答)

		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
R6年度	人	20	3	11	0	0	34
	割合	71.4%	10.7%	39.3%	0.0%	0.0%	-
R5年度	人	11	8	4	0	0	23
	割合	57.9%	42.1%	21.1%	0.0%	0.0%	-

(注) 割合は、被虐待者の総数(R6:28人、R5:19人)に対するもの。

(5) 被虐待者の性別・年齢

- 性別は、「女性」が22人（78.6%）、「男性」が6人（21.4%）でした。
- 年齢は、「90～94歳」が13人（46.4%）と最も多く、次いで「85～89歳」が5人（17.9%）、「95～99歳」が4人（14.3%）でした。

表 1 4 被虐待者の性別

		男	女	不明	合計
R6年度	人	6	22	0	28
	割合	21.4%	78.6%	0.0%	100.0%
R5年度	人	6	13	0	19
	割合	31.6%	68.4%	0.0%	100.0%

（注）割合は、被虐待者の総数（R6：28人、R5：19人）に対するもの。

（注）〔参考値〕 65歳以上の人口374,970人のうち、男性166,577人（44.4%）、女性208,393人（55.6%）

75歳以上の人口210,256人のうち、男性 87,587人（41.7%）、女性122,669人（58.3%）

（『令和6年滋賀県推計人口年報』より）

表 1 5 被虐待者の年齢

		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上	不明	合計
R6年度	人	1	0	1	2	5	13	4	0	2	28
	割合	3.6%	0.0%	3.6%	7.1%	17.9%	46.4%	14.3%	0.0%	7.1%	100.0%
R5年度	人	0	0	0	1	3	8	1	2	4	19
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%	15.8%	42.1%	5.3%	10.5%	21.1%	100.0%

（注）割合は、被虐待者の総数（R6：28人、R5：19人）に対するもの。

(6) 虐待者の職種

- 虐待者の職種は、「介護職」が21人（80.8%）と最も多く、次いで「看護職」が2人（7.7%）でした。

表 1 6 虐待者の職種

	R6年度		R5年度	
	人	割合	人	割合
介護職	21	80.8%	9	100.0%
（介護福祉士）	7	26.9%	0	0.0%
（内訳）（介護福祉士以外）	5	19.2%	2	22.2%
（介護福祉士か不明）	9	34.6%	7	77.8%
看護職	2	7.7%	0	0.0%
管理職	1	3.8%	0	0.0%
施設長	1	3.8%	0	0.0%
経営者・開設者	0	0.0%	0	0.0%
その他	1	3.8%	0	0.0%
合計	26	100.0%	9	100.0%

（注）割合は、虐待を行った従事者の総数（R6：26人、R5：9人）に対するもの。

(7) 虐待事案への対応状況

- 令和6年度に市町が対応を行った虐待事案26件（対象年度以前に通報受理・事実確認調査を行った事案を含む）について、22件は市町により「施設等に対する指導」、22件は「改善計画提出依頼」が行われました。
- 介護保険法の規定に基づく権限の行使が15件、老人福祉法の規定に基づく権限の行使が行われた事案はありませんでした。

表 1 7 虐待事案への対応状況（複数回答）

		R6年度		R5年度	
		件数	割合	件数	割合
市町による指導等	施設等に対する指導	22	84.6%	13	86.7%
	改善計画提出依頼	22	84.6%	13	86.7%
	従事者等への注意・指導	10	38.5%	9	60.0%
介護保険法の規定に基づく権限の行使	報告徴収、質問、立入検査	5	19.2%	2	13.3%
	改善勧告	3	11.5%	1	6.7%
	改善勧告に従わない場合の公表	0	0.0%	0	0.0%
	改善命令	0	0.0%	0	0.0%
	指定の効力の全部または一部停止	2	7.7%	0	0.0%
	指定取消	0	0.0%	0	0.0%
	現在対応中	4	15.4%	0	0.0%
	その他	1	3.8%	0	0.0%
老人福祉法の規定に基づく権限の行使	報告徴収、質問、立入検査	0	0.0%	0	0.0%
	改善命令	0	0.0%	0	0.0%
	事業の制限、停止、廃止	0	0.0%	0	0.0%
	認可取消	0	0.0%	0	0.0%
	現在対応中	0	0.0%	0	0.0%
	その他	0	0.0%	0	0.0%

（注）割合は、対象年度に対応を行った虐待事案（対象年度以前に通報受理・事実確認調査を行った事案を含む）の総数（R6：26件、R5：15件）に対するもの。